

音響機器等貸出(承認・不承認)通知書

大生第 号
年 月 日

様

生野区長

年 月 日付で申請のあった音響機器等の貸出しについては、(承認・不承認)することに決定したので通知します。

(不承認の理由)

(承認する音響機器等)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・ポータブル PA システム： 個 | ・スピーカースタンド： 個 |
| ・ワイヤレスアンプ： 個 | ・ワイヤレスマイクセット： セット |
| ・有線マイク： 本 | ・マイクスタンド： 本 |
| ・マイクケーブル： 本 | ・シールド線： 本 |

(承認する期間)

令和 年 月 日() ～ 令和 年 月 日()

(使用上の遵守事項等)

- (1) 音響機器の使用にあたっては機器の説明書などを熟読し、正しい用法で使用する
- (2) 承認された用途にのみ使用する
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しない
- (4) 使用場所への運搬、保管にかかる経費負担、及び手段の確保は申請者が行う
- (5) 音響機器等の使用にあたっては、紛失・破損・汚損防止のため取扱いには十分に注意し、使用中に破損等があれば、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により原状回復すること
- (6) 承認期間内に必ず生野区役所に返却すること。また、承認期間中であっても区長から返却の要請があった場合は直ちに返却すること
- (7) 音響機器等の貸出し及び使用、又は貸出し承認の取消し等により使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、生野区役所はその責めを負わない